

令和4年度 西伊豆町教育委員会第9回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和5年2月17日（金） 午後3時00分～午後4時32分
- 2 場 所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員（職務代理）、眞野有吏委員、影山やえみ委員、長島宗紀委員
[事務局 眞野隆弘、朝倉通彰、山本みち代、土屋千春]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 2人

教 育 長：本日の出席者は5人となります。過半数に達していますので、ただ今から令和4年度第9回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和4年11月16日開催の第8回定例会の議事録については、私と眞野委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教 育 長：ありがとうございます。続きまして、今回の議事録署名委員ですが、長島委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（長島委員：了解）

教 育 長：ありがとうございます。それでは、議題に入ります。第15号議案「令和5年度西伊豆町教育行政の基本方針（案）について」を議題といたします。こちらの方は私の方から説明させていただきます。資料をご覧くださいと思います。2枚綴じのものになります。

「令和5年度 西伊豆町教育行政の基本方針」

静岡県教育振興基本計画これは昨年度出来まして、2022年度から2025年度のものになります。こちらの基本理念が「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～とうたっております。一人ひとりの中にある「才」と「徳」を高めることを通じ、本県の未来を担う「有徳の人」の育成を社会全体で進めるという理念であります。ここで言う「有徳の人」というのは、

○知性・感性・身体能力など自らの個性に応じて「才」を磨き自立を目指す人。

○多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながら「徳」を積む人。

○「才」を生かし「徳」を積み、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人。

となります。この県の基本理念を受けまして、西伊豆町の教育大綱を先ほど町長の方から話があって私の方で説明させてもらったものですが、基本理念はそこにある通りです。先ほどと重なりますのでここは読むのは省きます。これに沿った教育行政の着実な推進・実践をしていきたいということで令和5年度の重点目標は

- 1 「ふるさと」に自信と誇りをもち、ふるさとを大切にしたいという想いを持って困難を生き抜く力の育成。
- 2 「ふるさと」で生きることの喜びや生きがいを感じ、生涯を通して学び、スポーツや文化活動を楽しむことができる町民への支援。

3 教育環境の整備

(園や学校の教育環境の充実、給食施設の整備、園・小中学校の学びの連続性)

- 4 確かな学力の育成。(個の能力・適正に応じた学習方法。基本的な知識と技能の獲得)
- 5 豊かな心の育成。(互いの個性や考えを尊重し、他を思いやる心の育成)
- 6 国際教育の推進。(英語教育と国際理解教育の充実)
- 7 学びのセーフティネットの構築。(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援員等の適切な配置)
- 8 文化・芸術、スポーツ活動の充実。(各種団体や民間事業者との連携による講座等の充実)
- 9 地域学習の充実。(ふるさと学習・地域学の促進)
- 10 子育て支援の充実。(多様なニーズに応える保育の推進)

以上 10 項目を令和 5 年度の重点目標としております。例年とダブルところも多いかと思えます。次、令和 5 年度の主な取り組みについて説明いたします。

- 1 賀茂小と田子小の統合の準備を進める。
- 2 給食センターの統合の準備と施設の充実を図る。
- 3 こども園の再編等について検討し準備を進める。
- 4 既存校舎等の安全な維持管理と複式学級の課題緩和のための人的支援を行う。
- 5 学校における ICT 環境の活用を行う。
 - ① 1 人 1 台のタブレットを用いた学習を推進し、情報活用能力及び情報モラルを育成する。
 - ② プログラミング教育を推進し、思考力や創造力、問題解決能力等を育成する。
- 6 校務支援ソフトを活用して、教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保する。
- 7 指導主事による教職員の指導力の向上を図る。
- 8 幼児教育アドバイザーによる指導力の向上と円滑な連携を図る。
- 9 特色ある学校づくりを推進する。(学校裁量型予算)

各学校は学校経営目標や児童生徒の実態に基づき、予算の範囲内で学力・授業力向上等のための対応策、研修内容等を検討し、独自の計画を策定し実施する。

(主なメニュー)

 - ① 民間業者の教材を用いた幅広い学習の機会を設ける。
 - 小学校における Z 会教材の活用…国語力検定、テキスト、通信添削。
(※小学校共通)
 - タブレットを導入した学習通信ソフトや学習教材ソフトの活用促進。
(※小中共通)

(ロイロノートを活用した情報活用能力の育成。ベネッセ等の教材ソフト

の活用。) ロイロノートというのは、生徒同士で自分の書いた文章をお互いに送り合ったり、情報交換が出来るためのものです。それぞれの子どもが解いた問題とかを全員のタブレットに送って、それを説明してもらったりとか。今まで黒板にいちいち書いていたのがもうパツパツとやる事が出来ますし、或いは自宅等々にいる子だとやろうと思えばこれでやることも出来ます。いわゆる、情報交換を支援するようなソフトになります。あとはベネッセ等々のいわゆる学習教材ですね、教材プリントみたいな勉強するためのソフトとなります。このようなものの活用を進めていきたいと思っております。

② 各種テストや調査を実施する。

○NRT (全国学力標準テスト) で児童生徒に定着した力や課題を把握し、指導改善に活かす。6年生と中学3年生は文科省で行っております全国学力調査というものをやりますけれども、それとはまた別で全学年で行っている民間業者が作成しているものになりますけれども、全国の子どもたちと比較ができる学力標準テストになります。がんばりの具合ですね、ただ単にテストだけではなくて頑張りの具合とかそういうものもこれで分かるかなと思います。

○QU 検査 (生活満足度調べ) を学級経営に活かし、いじめや不登校の予防に役立てる。人間関係ですね、学級の中で色々満足していることだとか、不満に感じていることだとか、そういうものを見つけ出すのに有効なものになっているかなと思います。

③ 社会人による講演会、学習支援、音楽鑑賞会、放課後学習、職員研修等。

10 外国青年招致事業 (JET プログラム) と地域おこし協力隊の活用による国際親善・理解の推進を図る。

① 国際教育の充実 (自治体国際化協会による) (※JET プログラム)

園、小学校、中学校への ALT (外国語指導講師) 3人の派遣により、外国語や外国の文化、外国の人に親しむ。

② 園、小学校、中学校それぞれの段階の特性を生かした言語活動と到達目標を設定し、その流れを共通理解した教職員の指導の下で英語を使ったコミュニケーションの経験を重ね、外国の人とも積極的に関わる力を育てる。

(例) 園・低学年=聞こえた通りにまねる、動く活動。

中学年=旺盛な好奇心を生かした簡単な言語活動。

高学年=知的好奇心を生かした、考えて表現する言語活動。

中学校=「聞く、話す、読む、書く」のバランスを考えた学習。この辺を参考に各学校で取り組んでもらうことになるかと思えます。

(それぞれの段階の授業計画を共有することで、先生たちが不足していることや重複していること、繰り返したいことを明らかにして、指導の改善を意欲を高める。)

11 奉仕活動や仲間と協力して活動する体験等を通して、助け合いや思いやりの心を育てる。

12 社会教育事業の充実を図る。

CIR（国際交流員）1人を活用した外国語講座等、全ての年代の町民が活躍できるための意識啓発を図る。

以上になります。基本方針につきまして教育委員さんの方から何かご質問等がありましたらお願いします。

長島委員：ちょっとお聞きしたいんですけど、10番の地域おこし協力隊の方々との交流でやるものってどんなことをするんでしょうか。

山本係長：こちらの地域おこし協力隊につきましては、JETプログラムによる海外青年招致事業以外にALTとして地域おこし協力隊を任用しておりますので、そのものを含めてということになるんだと思います。

長島委員：今いる方々とまたちょっと違うということですか。

山本係長：活動は一緒になるんですけども、採用した経緯が違うと言いましょか。やっていることは学校に行って英語を教えていただくということで内容は一緒になります。

長島委員：分かりました、ありがとうございます。

事務局長：今、その方はマレーシアから来てる方ですね。その枠で雇用して、仕事はALTの仕事をしていただいているという状況です。

長島委員：はい、分かりました。ありがとうございます。

教育長：あとはどうでしょう、他に。

眞野委員：タブレットとかを導入してやっているんですけど、不登校の子は、授業に追いついて行けないんですよ。それで期末とかになるとやっぱり点が採れないので休んじゃうんですよ。自分で勉強しろとなっても英語と数学は分かんないんですよ。だから、教科書の何か一人でも勉強できるような何か無いのかなと思って。はじめからタブレットを教えてもらうというか。

高橋委員：そうだよな、みんなと合わないよな。

眞野委員：合わないですね、やっぱり。だから追いついて行けないというのは分かっているんだけど、タブレットとかそういう教材があれば本の。それを一からここ見れば分かるよみたいななんかあれば良いのかなとは思っています。

事務局長：たぶん、現状は先生方がテキストをですね、紙ベースの例えば提供したりはしているかと思います。今後課題としてですね、そのタブレットを利用してということで、以前も委員からご提案いただきましたのでそれはこちら今後ですね、タブレットを利用してどのようなかたちで提供できるかというところが課題かなと思います。

高橋委員：あれは使わないの、なんだっけ、放課後授業何だっけ。

教育長：放課後児童クラブというのは小学生を面倒みるものです。

眞野委員：あとは公民館とか行ってやる。

事務局長：適応指導教室ですね。

眞野委員：それもヤダって言うと、もう全然分かんなくなっちゃうから。親に聞いてくれ

れば分かるものは教えられるんだろうけど、英語はもうさっぱり分かんないから教えられないし、数学だったら教えられるというそういうのはあるじゅあないですか。社会とかだと頭に入れるだけだから、今の授業を受ければそれなりの点数が採れる。そういうのがあるんで、今後そういう人が出て来たらそういう所々出ていないとこのあれがパって出れるような、先生に聞くわけではなくタブレットでこう流れが分かるようなものがあれば良いかなと思います。

教育長：タブレットでインターネットに繋がれるのでインターネットで検索すると学研だとかそういうところで作っているいわゆる一年間分の授業をやっているところなんかもあるんですよね。そういうところを見ると解説をしてくれているので、NHKなんかでテレビでよくやってるじゃないですか、あんなやつと同じようなことをやっているところもあったりします。そういうところを学校の方で…

眞野委員：調べてもらって提供してくれると良いかなと思います。

教育長：はい。

眞野委員：教材によって、教えているところがみんな違うもので。

高橋委員：そういうのは大事だよな。

眞野委員：だから怪我とかで一週間、一か月とか休んで学校に行ったとしても、そういうのを見てもらっても良いですし。

教育長：他にはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは 15 号議案の「令和 5 年度西伊豆町教育行政の基本方針（案）について」採決いたします。提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委員：全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員挙手ですので、第 15 号議案については可決されました。続きまして、第 16 号議案の「西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局の方から説明をお願いします。

事務局長：それでは、資料の第 16 号議案をご覧ください。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 項第 1 号及び第 25 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、次の理由により西伊豆町立小学校を統合してよいか議決を求めるものでございます。また、西伊豆町議会に西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例案を提出してよいか伺うものでございます。提案理由としましては、西伊豆町立小学校の 3 校のうち、令和 6 年 4 月 1 日に田子小学校と賀茂小学校を統合し、賀茂小学校に編入したいものでございます。また、統合により関係条例等の一部を改正したいものでございます。詳細につきましては、山本係長の方から説明をさせていただきたいと思っております。

山本係長：はい、では第 16 号議案「西伊豆町立学校設置条例の一部改正について」ご説明いたします。では、今回の一部改正につきましては、先ほど事務局長より申しました令和 6 年 4 月 1 日に町立田子小学校と賀茂小学校を統合したいものでございます。現在、町内は 3 つの町立小学校と 1 つの中学校がございしますが、そのうち 2 校の田子小学校と賀茂小学校につきましては、児童の減少のため複式学級となっております。今回の統合は少しでも複式学級を減らしたいという

ものでございます。それではまず、一部改正条例案につきまして2ページをご覧ください。こちらは新旧対照表となっております。新旧対照表の別表第2小学校の表となります。こちら小学校の表の下線部分が改正箇所となります。左側の現行欄にございます西伊豆町立田子小学校の項の部分が、右側の改正欄の欄では削除となるものでございます。それでは、1ページ目にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日に施行するというものでございます。こちらの統合の方法としましては、2校を統合し新たに学校を設置する方法もございますが統合まで1年と時間的な余裕がなく、統合準備を速やかに実施することは難しいことから、田子小学校を賀茂小学校に編入する方法で統合し、速やかに実施したいものと考えております。学校設置条例の一部改正につきまして説明は以上となります。

教 育 長：はい、ありがとうございます。それでは、意見とかご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員：これ、条例的には統合になるんですか。編入と統合の違い…前に説明してもらったね。なんか編入する場合には手続きが簡単だとか。

事務局長：一応、今回条例につきましては、今3校町立小学校があるというかたちになってますので、条例上は田子小学校を削除すると削る条例案になります。でも、形上は編入ということで転校というかたちで、田子小の子どもたちがそのまま賀茂小に移るというかたちにはなるかと思いますが、条例上では田子小学校を廃止するというかたちになります。

教 育 長：統合という言葉は学校が1つになっていくというようなことで、編入というのは、子どもたちにとっての移動の仕方ということになるということです。要録上、生徒指導要録というものがありまして、そちらの方の書き方が編入という書き方になるということです。その他、ありませんか。

それでは、第16号議案「西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を裁決いたします。提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。
(委員：全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員挙手です。16号議案については可決されました。続きまして、17号議案「西伊豆町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長：それでは、資料の第17号議案をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規則に基づき、提案するものでございます。詳細につきましては、担当の土屋の方からご説明をいたします。

土 屋：では、説明をさせていただきます。第17号議案「西伊豆町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明させていただきます。では、資料の6ページをまずご覧ください。こう言った告示、第何号と書いてある西伊豆町保育の必要性の認定に関する条例施行規則についての資料になります。

事務局長：本日お配りした資料になります。

教育長：クリップ止めしてある資料です。

土屋：保育所等入所保留通知書のページになります。申し訳ございません。こちらの下にございます教示文についての改正になります。こちらについては、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づいて、こちらの教示文の内容に不足事項があったため、その不足事項を補足する内容となっております。次の7ページ目をご覧ください。7ページ目も同じ保育所等入所保留通知書になりますが、こちらが改正案となっております。6ページ目の教示文の次に処分取り消しの訴えは当該審査請求に係るといようなかたちで、補足内容が記載してございます。内容については、処分取り消しの訴えの期日が6ヶ月以内であること。また、審査請求に対する裁決が出されない場合でも処分の取り消しの訴えを定義することが出来るというような内容を記載してある教示文となっております。続いて8ページ目をご覧ください。こちらが保育実施解除通知書になりますけれども、こちらの教示文についても同じように不足がございましたので、先ほどと同じ内容で9ページ目のように内容を補足するといった改正案となっております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長：質問等ありましたら、もう一度聞きたいところがありましたらお願いします。

長島委員：よろしいですか、これはたぶん文章を読んだだけでは分からないと思いますよ。すごく分かりづらいと思うんですが、しょうがないんでしょうかね。これを渡されるとたぶんお母さんびっくりするんじゃないかと。

教育長：平たく言うとどうなるのかな。

山本係長：ある程度定型なかたちとなっております、だいたい町の様式関係に載っている教示もこのようなかたちの形式となっております。

長島委員：なってるんですか。あっ、そうなんですか。分かりました。

山本係長：分かりにくい感じにはなっております。

教育長：要は「不服がある時は」というところの説明が丁寧に入ったということですよ。

土屋：はい、その通りです。

山本係長：あと、その日数が伸びております。

教育長：今、保留している子っている。

土屋：はい、居ます。来年度、お一人保留通知が出ていますが、その方は希望して保留通知が欲しいという方になりまして、理由としましてはこの保留通知をもとに育児休暇の延長が出来るということでこの保留通知を会社に出される必要があるということで、保留通知を希望されている方になっております。なので、待機児童ではないというかたちです。

眞野委員：必要ないのかと思った。

教育長：会社の方に保育休暇をもらうためにはこういうものが必要。

土屋：はい、その通りです。

眞野委員：それじゃ、しっかりした方が良いですね。

教育長：その他よろしいでしょうか。それでは、第17号議案「西伊豆町保育の必要性の

認定に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を裁決いたします。提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員：全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員挙手ですので17号議案については可決されました。続きまして、第18号議案から第21号議案ですが、人事案件や世帯の個人情報、また議会審議前の重要案件が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思いますので、西伊豆町教育委員会会議規則第10条第2項に基づき賛否を裁決します。秘密会議とすることについて賛成の方の挙手をお願いいたします。

(委員：全員挙手)

全員挙手ですので、出席者3分の2以上の賛成がありましたので第18号議案から第21号議案までは秘密会といたします。すいません、傍聴者の皆さんには大変申し訳ありませんけどここからは秘密会となりますので、よろしく願いいたします。

(秘密会により説明内容及び質疑省略)

教育長：これで秘密会の議案が終了しましたので、秘密会を解きます。

(秘密会終了)

教育長：本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上で令和4年度第9回の定例会を終了します。皆様、ご苦労様でした。